

改正民法施行をふまえたサービス規定の改定のお知らせ

当行は、2020年4月の改正民法施行をふまえ、下記のサービス規定を改定いたします。

記

1. 改定日 2020年1月1日(水)

2. 対象となる主なサービス規定

| | |
|-----------------------|-----------------------|
| とくぎんキャッシュカード規定 | れいんぼ～プラスカード提携特約 |
| とくぎんICキャッシュカード規定 | とくぎん輝倶楽部 JCB カード会員特約 |
| デビットカード取引規定 | とくぎんパソコンサービス規定 |
| ペイジー口座振替受付サービス規定 | とくぎん「れいんぼ～Net」ご利用規定 |
| とくぎんトモニカード JCB 一体型特約 | とくぎん「ビジネス Net」利用規定 |
| とくぎんトモニカード JCB 提携特約 | とくぎんテレホン・ファクシミリサービス規定 |
| とくぎんトモニカード Visa 一体型特約 | れいんぼ～プラザサービスカード規定 |
| とくぎんトモニカード Visa 特約 | とくぎんれいんぼ～ポイントサービス規定 |
| れいんぼ～プラスカード一体型特約 | |

3. 主な規定内容

| |
|---|
| ○規定変更時の手続きの明確化(下記条項を追加します。) |
| (規定の変更) (1) この規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 |

以 上